

規制の事前評価書

| | | |
|---------------------------|--|---|
| 政策の名称 | 中央清算されない店頭デリバティブ取引への証拠金授受の義務付け | |
| 担当部局 | 金融庁総務企画局市場課 金融庁監督局総務課健全性基準室 | 電話番号： 03-3506-6000(内線6250) 電話番号： 03-3506-6000(内線3727) e-mail: RIA@fsa.go.jp e-mail: RIA@fsa.go.jp |
| 評価実施時期 | 平成27年12月11日 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【規制の目的及び必要性】</p> <p>① 現状及び問題点 中央清算されない店頭デリバティブ取引(以下、非清算店頭デリバティブ取引)については、取引当事者間の証拠金の授受が義務付けられていないことから、取引不履行時には市場参加者間の取引停止の連鎖、また、市況悪化時の追加担保徴求による景気循環増幅効果(いわゆる「プロシクリカリティ効果」)が生じ、ひいては金融システムの安定性を揺るがすおそれがある。</p> <p>② 規制の目的及び必要性 上記のシステムリスクを抑制し、清算機関の利用促進の観点から、2013年9月、BCBS(パーゼル銀行監督委員会)及びIOSCO(証券監督者国際機構)において、非清算店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の枠組みが合意され、その後、2015年3月、規制導入時期を2016年9月に延長することが合意された。我が国においても、国際的な規制の枠組みに合わせ、金融実務を踏まえた実効性ある規制の導入が必要である。</p> <p>【規制の内容】 非清算店頭デリバティブ取引を行う金融機関について、①時価変動相当額を変動証拠金として授受する義務、②取引相手が将来デフォルトした際に取引を再構築するまでに生じうる時価変動の推計額を、当初証拠金として授受する義務、を課す。ただし②については、グループ全体の非清算店頭デリバティブ取引の想定元本が1.1兆円超であり、かつ単体で店頭デリバティブ取引の想定元本が3,000億円以上の第一種金融商品取引業者及び登録金融機関(以下、金業者等)のみが対象。</p> | |
| 法令の名称・関連条項とその内容 | 金融商品取引業等に関する内閣府令第123条、同条第1項第21号の5口及び同項第21号の6口の規定に基づき金融庁長官が定める方法を定める件、同条第1項第21号の6イの規定に基づき金融庁長官の定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件、同条第8項及び第9項の規定に基づき金融庁長官が定める資産及び割合を定める件、主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針、系統金融機関向けの総合的な監督指針、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針、保険会社向けの総合的な監督指針、信託会社等に関する総合的な監督指針 | |
| 想定される代替案 | 欧州等他国における証拠金規制案と同様に、当初証拠金についても、単体で店頭デリバティブ取引の想定元本が3,000億円未満の金業者等であっても対象とする。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | 店頭デリバティブ取引を行う金業者等において、取引相手方と証拠金の授受を行うための社内態勢整備費用及び証拠金必要額の調達費用が発生する。また、当初証拠金について、社内開発モデル(以下、内部モデル)によって当初証拠金必要額を算定する場合、内部モデル開発費用が発生する。 | 同左に加え、単体で店頭デリバティブ取引の想定元本が3,000億円未満の金業者等であっても、取引相手方と当初証拠金の授受を行うための社内態勢整備費用及び証拠金必要額の調達費用が発生する。また、内部モデルによって取引開始時及び日次で証拠金必要額を算定する場合、内部モデル開発費用が発生する。 |
| (行政費用) | 行政庁(国)において、店頭デリバティブ取引を行う金業者等が証拠金必要額の授受の義務を果たしているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。 | 行政庁(国)において、同左に加え、単体で店頭デリバティブ取引の想定元本が3,000億円未満の金業者等に対しても、取引相手方と当初証拠金必要額の授受の義務を果たしているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。 |
| (その他の社会的費用) | 証拠金必要額の調達費用が、取引相手及び顧客との間での店頭デリバティブ取引のプライシングに影響する。 | 同左に加え、単体で店頭デリバティブ取引の想定元本が3,000億円未満の金業者等であっても、取引相手方と当初証拠金必要額の調達費用が、取引相手及び顧客との店頭デリバティブ取引のプライシングに影響を及ぼす。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| | 証拠金規制の導入を行うことにより、店頭デリバティブ取引のカウンターパーティリスクの顕在化抑止、個別金融機関の破綻による危機の伝播の遮断、店頭デリバティブ取引参加者におけるリスク管理体制の向上等による、金融システムの安定性が確保される。 また、本規制により、清算機関取引が非清算機関取引よりも証拠金所要額が少ないことから、清算機関を利用した取引が促進されることが期待される。 | 単体で店頭デリバティブ取引の想定元本が3,000億円未満の金業者等に対しても、当初証拠金規制の導入を行うことにより、理論上は、店頭デリバティブ取引のカウンターパーティリスクの顕在化抑止、個別金融機関の破綻による危機の伝播の遮断、店頭デリバティブ取引参加者におけるリスク管理体制の向上等による、金融システムの安定性がより強化される。 また、本規制により、清算機関取引が非清算機関取引よりも証拠金所要額が少ないことから、清算機関を利用した取引が促進されることが期待される。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | <p>(1)費用と便益の関係の分析 本案については、今般の改正により、遵守費用、行政費用及びその他社会的費用が新たに発生することとなる。しかし、本案によって、金業者等への証拠金規制が導入されることになり、金融システムの安定性が確保されるという便益や、清算機関の利用が促進されるという便益は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。 よって、本案の改正は適当と考えられる。</p> <p>(2)代替案との比較 費用については、遵守費用及び社会的費用が、単体で店頭デリバティブ取引の想定元本が3,000億円未満の金業者等であっても追加的に発生する他、行政費用についても、当該金業者等を監督する行政庁において、追加的費用が発生する。 便益については、本案より代替案の方が、理論上は、規制対象者が増えることにより、店頭デリバティブ取引のカウンターパーティリスクの顕在化抑止、個別金融機関の破綻による危機の伝播の遮断、店頭デリバティブ取引参加者におけるリスク管理体制の向上等により、金融システムの安定性がより強化される。 しかしながら、当初証拠金は、本規制において初めて導入される制度であること及び預かった当初証拠金の再利用・再担保が原則禁止されており、証拠金所要額を市場から都度調達する必要がある。このため、店頭デリバティブ取引を専ら顧客からの注文のヘッジ取引として利用する取引量が少ない金業者等に対し、過重な規制となるおそれがある。 従って、代替案の費用は本案より大幅に増加する(取引量が少ない金業者等に対し、過重な規制となるおそれがある。)一方、代替案がもたらす便益は本案に比べ小幅な増加にとどまると思料されることから、本案が適当であると考えられる。</p> | |
| 有識者の見解その他関連事項 | 特になし | |
| レビューを行う時期又は条件 | 改正後の規定の実施状況について注視し、公益又は投資者保護の観点から必要があると認めるときはレビューを行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 | |
| 備考 | | |